

# 金融商品取引業務

## 第二種金融商品取引業務

---

当社は、第二種金融商品に関わる次のサービスを提供しています。

- 不動産を信託財産とする信託受益権の売買の媒介業務および代理業務
- 不動産を信託財産とする信託受益権の私募の取扱業務

## 投資助言業務

---

当社は、不動産を所有する株式会社の株式について、売却又は購入を検討するお客さまからの依頼に基づき、株式の売買に係る助言のサービスを提供しています。

※詳しくは、金融商品取引業務の担当者までお問い合わせください。

